

令和8年4月9日

保護者 様

印西市立滝野中学校  
校長 臼井 昌章

学校における合理的配慮の提供に係る申出（意思の表明）について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行により、公的機関では、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となっております。

つきましては、別紙「(保護者資料) 合理的配慮の提供について」を参照の上、学校に合理的配慮の提供を求める場合は、<キリトリ> 以下の「学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出」に記入し、学校（担任）へ提出してください。

なお、申出いただいた内容については、学校教育活動において児童に必要なか、実施可能か、過度の負担ではないか等について校内で十分検討した上で、本人・保護者の同意を得て決定するとともに、個別の教育支援計画に明記し、関係機関との連携及び引継ぎに活用いたします。この申出に関しては、毎年提出していただきます。

合理的配慮の申出は、年間をとおして受け付けておりますが、現時点で希望がある場合には、4月17日（金）までに<キリトリ>以下を担任へご提出ください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <キリトリ> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出

令和8年 月 日

以下のとおり、学校による合理的配慮の内容について申出いたします。

年 組 児童生徒氏名

保護者氏名

印

具 体 的 な 申 出 内 容

--

## 「合理的配慮の提供について」

### 1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、本法が施行される平成28年4月1日以降、地方公共団体（公立学校を含む）においては、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が法的義務となりました。また、令和6年4月からは、事業所においても義務となりました。

### 2 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ①学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子ども一人一人の状況に応じて、個別に必要とされるもの
- ③体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。なお、「視力が低いので座席を黒板の近くにしてほしい。」等、障害による配慮ではない場合は、学校（担任等）へ直接相談してください。

### 3 学校における合理的配慮例

（参考）学校における合理的配慮の例

<p><u>視覚障害弱視のAさん</u> 【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。 ○廊下側の前方の座席 ○教室の照度調整のためにカーテンを活用 ○弱視レンズの活用</p>	<p><u>肢体不自由のBさん</u> 【状態】両足にまひがあり、車いすを使用。エレベーターの設置が困難。 ○教室を1階に配置 ○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置 ○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消</p>
<p><u>学習障害（LD）のCさん</u> 【状態】書くことが苦手で、特にノートテイクが難しい。 ○板書計画を印刷して配付 ○デジタルカメラ等による板書撮影 ○ICレコーダー等による、授業中の教員の説明等の録音（データの管理方法等について留意）</p>	<p><u>聴覚障害（難聴）のDさん</u> 【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。 ○教室前方・右手側の座席配置（左耳の聴力を生かす） ○FM補聴器の利用 ○口形をハッキリさせた形での会話（座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等）</p>
<p><u>病弱のEさん</u> 【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。 ○体育等の実技において、実施可能な課題を提供</p>	<p><u>知的障害のFさん</u> 【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。 ○話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。</p>

#### 4 合理的配慮提供までの流れ

